

アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品などの調達に関する質問と回答

1 - 1 【質問】 昭和54年度から平成18年度まで、年度ごとに支払った前払金の額及び各年度末現在の未精算額について

【回答】

金額には頭に「約」

年度	昭和54年度～平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
前払金	回答なし	588億	607億	813億	1,107億	1,104億
年度末未精算額	回答なし	2,447億	2,336億	2,216億	2,657億	3,239億

有償援助による調達の実施に関する訓令第24条の規定に基づく給付の確認がされていない装備品等に係る前払金

1 - 2 【質問】 各年度において未精算の内訳、出荷予定時期が経過したものとそうでないものに区分し、前者については、調達品の納入が遅延しているものと調達品の納入がされたのに精算が遅延しているものとに区分、それぞれのケース数と金額

【回答】

金額には頭に「約」

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年度末未精算額		2,447億	2,336億	2,216億	2,657億	3,239億
出荷予定時期経過ケース	含むもの	1,596億	1,416億	1,026億	942億	1,060億
	含まないもの	851億	920億	1,190億	1,715億	2,179億
出荷予定時期経過ケース	含むもの	769ケース	656ケース	620ケース	615ケース	625ケース
	納入遅延	129(512億)	109(389億)	99(174億)	103(223億)	105(345億)
	精算遅延	640(1,084億)	547(1,027億)	521(852億)	512(719億)	520(716億)
	含まないもの	399ケース	433ケース	423ケース	491ケース	489ケース

1 - 3 【質問】 前記のうち、調達品の納入が遅延しているものについて、出荷予定時期から経過年数別、ケース数、前払金及び未精算額

【回答】 平成18年度末についてのみ回答あり

納入遅延 105ケース(345億)

経過年数	1年以上 2年未満 2年以上のぞく	29ケース	2年以上 3年未満 3年以上のぞく	22ケース	3年以上	29ケース
前払金額		115億		110億		225億
給付の確認がされていない装備品等の前払金額		95億		80億		78億

2 【質問】 有償援助での調達にかかる価格については、米国側との交渉の余地があるのか、それともその余地はなく米国側の言い値のとおりになっているか。また、政府が実際に価格交渉を行って低減した事例があるか。

【回答】 有償援助での調達に係る価格は、米国と締結をするまでに、適宜、米国に対し交渉を行い、それによって、その価格が減額した事例もある。

3 【質問】 米国側からの納入が予定時期より遅延した場合には、これまでどのような措置を講じてきたか、督促は行っていたか、遅延が一定期間を経過すると必ず督促するような制度になっているか。また、督促をしたにもかかわらず米国側から納入がなお遅延した場合に、契約の解除及び損害賠償の請求をしたことがあるか、あった場合、いつどのような場合であったか。

【回答】 米国側からの装備品などの納入が出荷予定時期から相当の期間遅延した場合には、当該装備品等について、米国に対し出荷促進の要請を行っている。また、納入が遅延した装備品等に関して、米国に対し発注の取消し及び損害賠償の請求を行った事例はない。

4 【質問】 未精算のまま5年以上も放置され、結局、納入がされないままになっているケースがあるか、この場合、わが国が支払った代金はどのように処理されたか。

【回答】	米国側からの装備品などの納入が出荷予定時期から相当の期間遅延した場合には、当該装備品等について、米国に対し出荷促進の要請を行っており、指摘のように「放置」されたケースはない。
------	---

5 【質問】 これまで有償援助で納入された調達品は、すべてわが国が米国政府からしか調達できないものか、それとも一部は民間からも納入可能か、仮に民間から納入が可能な物品がある場合、どのようなものがあるか。また、その場合、競争入札が可能か否かについて。

【回答】	これまで有償援助によって納入された装備品等の一部には、民間からも調達することが可能であったものもあり得ると思われるが、防衛省としては、個々の装備品等ごとに、価格、取得時期等を考慮して、有償援助によって調達したものであると考えている。
------	--

6 【質問】 未精算金は、米国側に資金が滞留していることになり、近時、これについては米国側で利息を付するよう制度が改められたと聞いているが、いつからこうした合意ができたか、また、いつからどの程度の利息の付与が実施されているか、現時点での未精算金額及び利息の付与額をそれぞれ明らかに、こうした未精算金及び利息を我が国が引き取り、歳入として国庫に収納することは可能か、またこうした処理をしたことがあるか。

【回答】	平成17年3月、給付の確認がされていない装備品等に係る前払金のほとんどを管理する利子付口座を米国内に開設した。当該利子は、国庫に収納されており、給付の確認がされた後に国庫に収納される。	
	平成19年9月末までの当該利子の総額	約 166億
	平成19年9月末時点における、給付の確認がされていない装備品等に係る前払い金額	約3,250億

7 【質問】 会計検査院の平成15年度決算検査報告において、防衛庁では、「合衆国政府から残余資金が発生しており、その返還等の取扱いについて指示を求める旨の通知を平成13年1月、14年1月、15年1月及び16年4月に受領していたが、最終計算書の発給後は原則として我が国に帰属すべき資金は発生しないと認識しており、残余資金に係る制度についての理解が十分でなかったことなどから、これらの通知を看過し、処理しないままとなっていた。」と厳しく指摘されている。これは指摘のとおりか。また、現在ではどのように改善が図られているか。

【回答】	防衛省においては、会計検査院によるご指摘のような決算検査報告を踏まえ、毎年度、ご指摘の残余資金の返済を米国に対し請求しており、それぞれ国庫に収納されている。	
	平成16年度	約5億4,000万円
	平成17年度	約1億6,000万円
	平成18年度	約8億円